

規制の事前評価書

法令案の名称：廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律案

規制の名称：①要適正保管使用済金属・プラスチック物品の保管又は要適正再生使用済金属・プラスチック物品の再生を業として行おうとする者への許可制の創設、有害使用済機器保管等届出制度の廃止

②特定要適正保管使用済金属・プラスチック物品の国内保管原則又は特定要適正再生使用済金属・プラスチック物品の国内再生原則及び輸出確認制度の創設

③非常災害により生じた廃棄物の処理に係る委託基準の緩和

規制の区分：新設 拡充 緩和 廃止

担当部局：環境省環境再生・資源循環局総務課制度企画室

評価実施時期：令和7年12月

1 規制の必要性・有効性

【新設・拡充】

<法令案の要旨>

<①>

- 使用済みの金属・プラスチック物品の不適正な保管又は再生による人の健康又は生活環境に係る被害を防止するため、当該物品の保管又は再生を行う事業に係る許可制度等の措置を講ずる。

<②>

- 使用済みの金属・プラスチック物品について、国内での適正な再生を確保するため、規制対象物品のうち環境汚染のおそれがあるとされるものについて国内における保管又は再生をすることを原則とし、輸出を行う場合には環境大臣の確認を受けなければならないこととする。

<規制を新設・拡充する背景、発生している課題とその原因>

<①>

- 廃棄物又は有害使用済機器に該当する物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃掃法」という。）により適正処理が図られてきたが、昨今、これらに該当しない使用済みの金属・プラスチック物品に含まれる金属等の資源的価値に着目して当該物品を収集し、保管又は再生を行う事業者が増加している。
- 当該事業者による不適正な使用済みの金属・プラスチック物品の保管又は再生により、騒音、悪臭、公共用水域又は土壌の汚染、火災の発生等の生活環境保全上の支障が全国で報告されていることから、適正な保管又は再生が行われる体制を確保し、生活環境保全上の支障の発生を防止する必要がある。

<②>

- 廃棄物については、廃掃法において、国内処理原則及び環境大臣の輸出確認制度によって国内の適正な処理体制が確保されている。
- <①>により使用済みの金属・プラスチック物品を新たに廃掃法の規制対象とすることにより、当該規制及び環境対策面のコストを回避する目的で、適正な再生技術を有さない国での安価な再生への逃避が行われ、海外での生活環境保全上の支障を生ずるおそれがある。

<必要となる規制新設・拡充の内容>

<①>

- ・ 使用を終了し、収集されたその全部若しくは一部が金属若しくはプラスチックから成る物品（廃棄物並びに放射性物質及びこれによつて汚染された物を除く。以下「使用済金属・プラスチック物品」という。）であつて、適正でない譲渡のための保管（以下「譲渡保管」という。）が行われた場合には人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるため、廃棄物の適正な保管と生活環境の保全上同等の譲渡保管を要するものを「要適正保管使用済金属・プラスチック物品」とし、当該物品の譲渡保管を業として行おうとする要適正保管使用済金属・プラスチック物品保管業者は、都道府県知事等の許可を受けなければならないこととする。
- ・ また、使用済金属・プラスチック物品であつて、適正でない再生及び再生のために行う保管が行われた場合には人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるため、廃棄物の適正な再生及び保管と生活環境の保全上同等の再生及び当該再生のために行う保管（以下単に「再生及び保管」という。）を要するものを「要適正再生使用済金属・プラスチック物品」とし、当該物品の再生及び保管を業として行おうとする要適正再生使用済金属・プラスチック物品再生業者は、都道府県知事等の許可を受けなければならないこととする。
- ・ 許可制の創設に伴い、要適正保管使用済金属・プラスチック物品保管業者は、要適正保管使用済金属・プラスチック物品の譲渡保管に関する基準の遵守、許可の更新申請、事業内容変更時の許可申請、事業廃止時の届出、名義貸しの禁止、帳簿保存等を行わなければならないこととする。
- ・ また、要適正再生使用済金属・プラスチック物品再生業者は、要適正再生使用済金属・プラスチック物品の再生に関する基準の遵守、許可の更新申請、事業内容変更時の許可申請、事業廃止時の届出、名義貸しの禁止、帳簿保存等を行わなければならないこととする。
- ・ 都道府県知事等は、要適正保管使用済金属・プラスチック物品保管業者又は要適正再生使用済金属・プラスチック物品再生業者に対する報告徴収、立入検査、改善命令及び措置命令を講ずることができる。

<②>

- ・ 要適正保管使用済金属・プラスチック物品であつて、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成4年法律第108号）第2条第1項に規定する特定有害廃棄物等に該当するもの（以下「特定要適正保管使用済金属・プラスチック物品」という。）については、国内で適正に譲渡保管がされなければならないことを原則とする。
- ・ 要適正再生使用済金属・プラスチック物品であつて、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律第2条第1項に規定する特定有害廃棄物等に該当するもの（以下「特定要適正再生使用済金属・プラスチック物品」という。）については、国内で適正に再生及び保管がされなければならないことを原則とする。
- ・ 特定要適正保管使用済金属・プラスチック物品又は特定要適正再生使用済金属・プラスチック物品を輸出しようとする者は、環境大臣の確認を受けなければならない。

【緩和・廃止】

<法令案の要旨>

<①>

- ・ 同上

<③>

- ・ これまで禁止していた一般廃棄物の他人への再々委託について、非常災害廃棄物の処理の委託を受けた場合に限り、基準を設けた上で可能とする。

<規制を緩和・廃止する背景、発生している課題とその原因>

<①>

- ・ 同上

<③>

- ・ 一般廃棄物（非常災害廃棄物を含む。）の処理は、市町村のみが一般廃棄物処理業の許可を持たない者に委託可能である一方で、現行法では一般廃棄物処理業者による一般廃棄物処理の再委託は禁止しているところ、非常災害時においてのみ受託者から他人への再委託を可能としている。
- ・ これは、再委託は処理の委託を転々と重ねることで処理責任の所在を不明確にし、不適正な処理を誘発するためである。しかし、これまでの災害発生時の対応に際して、次の課題が判明した。
 - ア 非常災害時には被災市町村の区域内の廃棄物処理業者が被災し、災害廃棄物の処理を委託できる廃棄物処理業者が当該区域内にいない場合がある。
 - イ 非常災害時において被災市町村が廃棄物処理業者に災害廃棄物の処理を委託する場合、当該区域内の廃棄物処理業者を取りまとめる民間団体（A）に委託し、当該団体から廃棄物処理業者に再委託することがこれまでの運用であったが、当該区域内で対応不可能なときは、当該区域外の廃棄物処理業者に委託を行う必要が生じる。この際、区域内の民間団体（A）は区域外の事業者の知見がないため、他の区域の取りまとめ民間団体（B）に再委託した上で、その民間団体に加盟する廃棄物処理業者（C）に再々委託することが効率的であるが、現行法において再々委託までは認められていないことから、円滑かつ迅速な災害廃棄物の処理に支障が生じる。

<必要となる規制緩和・廃止の内容>

<①>

- ・ 有害使用済機器を要適正保管使用済金属・プラスチック物品又は要適正再生使用済金属・プラスチック物品に含め、有害使用済機器の譲渡保管又は再生を業として行おうとする者を許可制の対象とすることに伴い、現行の廃掃法第17条の2の規定に基づく有害使用済機器保管等届出制度を廃止する。

<③>

- ・ 市町村から非常災害廃棄物の収集、運搬又は処分の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、市町村が一般廃棄物の収集、運搬又は処分を市町村以外の者に委託する場合の政令で定める基準に従う場合に限り、当該非常災害廃棄物の収集、運搬又は処分を他人に委託することができる。当該受託者から非常災害廃棄物の収集、運搬又は処分の委託を受けた者が、一般廃棄物処理計画に従い、当該非常災害廃棄物の収集、運搬又は処分を他人に委託するときも、同様とする。

2 規制の妥当性（その他の手段との比較検証）

【新設・拡充】

<①>

<その他の規制手段の検討状況>

検討した 検討しなかった

（検討した内容・結果又は検討しなかった理由）

- ・ 検討した内容：有害使用済機器保管等届出制度の対象機器拡大
- ・ 結果：要適正保管使用済金属・プラスチック物品又は要適正再生使用済金属・プラスチック物品には、「有害使用済機器」の定義では捉えきれない部品・部材等も含まれることや、不適正な譲渡保管又は再生及び保管による生活環境保全上の支障の発生を防止するためには、届出制を基礎とする事後的な管理では困難であり、適正に事業を行うことができる能力を有する者にのみ業として行うことを許可し、その後も事業を監視することができる許可制度が最も適当であるとの検討結果に至った。

<その他非規制手段の検討状況>

検討した 検討しなかった

(検討した内容・結果又は検討しなかった理由、既に導入済みの非規制手段の内容)

- ・ 現行法で有害使用済機器保管等届出制度による規制手段が措置されているほか、非規制手段によっては不適正な譲渡保管又は再生による生活環境保全上の支障の発生を防止できないことから、一部の自治体において使用済金属・プラスチック物品を扱う事業者に対する規制条例が創設されているため。

<②>

<その他の規制手段の検討状況>

検討した 検討しなかった

(検討した内容・結果又は検討しなかった理由)

- ・ 特定要適正保管使用済金属・プラスチック物品又は特定要適正再生使用済金属・プラスチック物品の適正な保管体制又は再生体制や輸出先における生活環境保全上の支障の発生を防止を確保するには、要適正保管使用済金属・プラスチック物品保管業又は要適正再生使用済金属・プラスチック物品再生業の許可制に加え、国内保管原則又は国内再生原則を導入し、輸出に当たっては、当該輸出が国内における適正な譲渡保管又は再生及び保管に支障を及ぼさないものであること等を確認することが最も適当であるため。

<その他非規制手段の検討状況>

検討した 検討しなかった

(検討した内容・結果又は検討しなかった理由、既に導入済みの非規制手段の内容)

- ・ 同上

3 効果（課題の解消・予防）の把握

【新設・拡充】

<①>

- ・ 本改正により、要適正保管使用済金属・プラスチック物品の適正な譲渡保管又は要適正再生使用済金属・プラスチック物品の適正な再生及び保管が行われ、人の健康又は生活環境に係る被害の発生を防止することができる。なお、令和7年度に環境省が自治体向けに実施した調査では、スクラップヤードは全国に5,300件以上確認されており、これらのスクラップヤードを運営する事業者が「要適正保管使用済金属・プラスチック物品」の譲渡保管又は「要適正再生使用済金属・プラスチック物品」の再生及び保管を現状行っていると考えられる。

<②>

- ・ 本改正により、特定要適正保管使用済金属・プラスチック物品又は特定要適正再生使用済金属・プラスチック物品の国内における適正な保管体制又は再生体制が確保されることに加え、輸出先における環境上不適正な取扱いを防止することができる。なお、令和7年度に環境省が自治体向けに実施した調査では、スクラップヤードにおいて確認された騒音・振動、飛散・流出、火災等の生活環境保全上の支障事例は1年間で305件確認されている。

【緩和・廃止】

<①>

- ・ 同上。有害使用済機器保管等事業場は全国で678件届け出られている。

<②>

- ・ 本改正により、非常災害廃棄物の他人への再々委託が可能となり、より円滑かつ迅速な災害廃棄物の処理

体制を確保することができる。事後評価までに再々委託件数を把握する。

4 負担の把握

【新設・拡充】

<遵守費用>

<①>

- ・ 要適正保管使用済金属・プラスチック物品保管業者又は要適正再生使用済金属・プラスチック物品再生業者は、許可を受けるに当たり、必要な施設設備等を備え、申請を行うための書類作成に係る費用が発生し、許可を受けた後においては、譲渡保管又は再生及び保管に関する基準を遵守するための費用が発生する。なお、令和7年度に環境省が自治体向けに実施した調査では、スクラップヤードは全国に5,300件以上確認されている。許可基準の詳細については今後政省令で定めることとなるため、許可申請1件当たりの書類作成時間については、今後事後評価までに把握する。

<②>

- ・ 特定要適正保管使用済金属・プラスチック物品又は特定要適正再生使用済金属・プラスチック物品を輸出しようとする者は、環境大臣による輸出確認を受けるための書類作成に係る遵守費用が発生する。なお、令和6年の特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律に基づく輸出申請実績を踏まえると、特定要適正保管使用済金属・プラスチック物品又は特定要適正再生使用済金属・プラスチック物品の輸出に該当しうる輸出の件数は令和6年1年間で65件と推計される。輸出申請件数1件当たりの書類作成時間については、今後事後評価までに把握する。

<行政費用>

<①>

- ・ 特段生じない。

<②>

- ・ 環境省において、特定要適正保管使用済金属・プラスチック物品又は特定要適正再生使用済金属・プラスチック物品の輸出に係る確認を行うための行政費用が発生する。なお、令和6年の特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律に基づく輸出申請実績を踏まえると、特定要適正保管使用済金属・プラスチック物品又は特定要適正再生使用済金属・プラスチック物品の輸出に該当しうる輸出の件数は令和6年1年間で65件と推計される。また、輸出申請1件当たりの書類審査時間は7時間程度と推計される。

<その他の負担>

- ・ 都道府県等において、要適正保管使用済金属・プラスチック物品保管業又は要適正再生使用済金属・プラスチック物品再生業の許可の申請を審査し、許可又は不許可処分を行う等の事務に係る行政費用が発生する。
- ・ 不適正な要適正保管使用済金属・プラスチック物品保管業者又は要適正再生使用済金属・プラスチック物品再生業者がいる場合、都道府県等において、報告徴収や立入検査、改善命令や措置命令等の事務が発生する。

【緩和・廃止】

<規制緩和・廃止により顕在化する負担>

<①>

- ・ 既存事業者に対する一律規制強化となるため、顕在化する負担は生じない。

<②>

- ・ 事業者が再々委託の基準を遵守するために必要な事務が発生する。例えば、非常災害廃棄物処理の委託先としての事業者が受託業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎等を有しているかを確認するための負担が発生する。

<③>

- ・ 再々委託を可能にしたとしても、従前どおり委託基準を満たす必要がある上、再々委託は委託・再委託と異なり、市町村が策定する一般廃棄物処理計画に従って行われることとしており、市町村は当該計画において再々委託先の候補となる廃棄物処理業者及びその民間団体をあらかじめ検討することとなる。
- ・ また、再委託、再々委託いずれにしても、基本的には災害廃棄物を処理する実施主体の数は変わらず、それらの実施主体に対して、契約の構造が変わるだけである。
- ・ したがって、不適正な廃棄物処理が増加し、健康や生活環境に係る被害が本改正によって増加することはないため、顕在化する負担は生じない。

<行政費用>

<①>

- ・ 特段発生しない。

<③>

- ・ 特段発生しない。

<その他の負担>

- ・ 都道府県等において、事業者が再々委託の基準を遵守しているかを監視するための事務が発生する。違反が発覚した場合には警察への告発等が必要となる。

5 利害関係者からの意見聴取

【新設・拡充、緩和・廃止】

意見聴取した 意見聴取しなかった

(意見聴取しなかった理由)

- 具体の規制内容は下位法令に委任するため、意見聴取する中身がない
- 遵守費用が発生せず、意見聴取する理由がない
- 参加者の抽出又は参集が困難なため、別途、アンケート調査を行っている
- 他の府省で、別途、関連する意見聴取を行っており、それを参考としている
- その他

(具体の理由：)

<主な意見内容と今後調整を要する論点>

- ・ ヤード環境対策検討会においては、日本鋳業協会、鉛蓄電池再資源化協会、電池サプライチェーン協議会等の利害関係を持つ業界団体がオブザーバーとして参加し、業界内における不適正スクラップヤード問題の実態や、規制の必要性について議論を行った。許可の基準等については、環境対策の観点から適正な事業者にとって過度な負担とならないよう配慮をした上で、政省令における基準策定に向けて検討を進めていく必要がある。
- ・ 中央環境審議会循環社会部会廃棄物処理制度小委員会並びに令和7年度災害廃棄物対策推進検討会においては、廃棄物行政に関わる全国の市区町村等で組織する公益社団法人全国都市清掃会議が委員として参加し、

③規制緩和に対し、議論を行い、本規制緩和に関し、措置の必要性をご認識いただいた。

- ・中央環境審議会循環社会部会廃棄物処理制度小委員会においては、許可事務を担当する都道府県から全国知事会のほか、規制①②の対象として主に想定される産業界から日本経済団体連合会、全国産業資源循環連合会等の代表者が委員として参加するなど、様々なステークホルダーが委員として参画し、議論を行った。知事会からは、適切に運用できる実効性がある制度とするため、自治体の意見をよく反映すべき旨の意見があったほか、今回の規制はあくまでスクラップヤードという拠点の規制となるため、今後スクラップヤードに流れる商流に対する措置も重要となり、今後更なる検討の必要がある旨の意見が表明された。また、産業界からは、ヤードの環境対策への制度的措置の重要性を認識しつつ、国内での循環経済ビジネスの促進の視点の重要性を持つべきとの意見があった。

<関連する会合の名称、開催日>

- ・名称：ヤード環境対策検討会
- ・開催日：第1回（令和6年10月16日）、第2回（同年12月3日）、第3回（令和7年1月15日）、第4回（同年2月27日）、第5回（同年3月17日）、令和6年度ヤード環境対策検討会報告書取りまとめ（同年3月31日）
- ・名称：令和7年度災害廃棄物対策推進検討会
- ・開催日：第1回（令和7年6月3日）、第2回（令和7年10月20日）、第3回（令和7年12月15日）
- ・名称：中央環境審議会循環社会部会廃棄物処理制度小委員会
- ・開催日：第1回（令和7年2月18日）、第2回（同年3月7日）、第3回（同年4月8日）、第4回（同年4月25日）、第5回（同年5月23日）、第6回（同年6月24日）、第7回（同年10月8日）、第8回（同年12月19日）、第9回（書面開催）（令和8年3月12日から3月19日まで）

<関連する会合の議事録の公表>

- ・環境省 HP において議事録を公開している。なお、同 HP において議事次第や資料についても公表しているほか、同委員会の様子はインターネットで配信した。

6 事後評価の実施時期

【新設・拡充、緩和・廃止】

<見直し条項がある法令案>

- ・この法律の施行後5年を経過した場合に事後評価を実施することとする。

<上記以外の法令案>

・